

鹿児島市言語としての手話への理解の促進及び障害の特性に応じた
コミュニケーション手段の利用の促進に関する条例
(手話言語・障害者コミュニケーション条例) の概要※令和6年4月1日施行

目的 (第1条)

この条例は、言語としての手話への理解の促進及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進について基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が推進する施策の基本的事項を定めることにより、障害の有無にかかわらず、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し支え合う社会の実現に寄与する。

基本理念 (第3条)

障害の有無にかかわらず、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し支え合うことが重要であると認識すること

手話が独自の文法体系を有する言語であり、ろう者が日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であると認識すること

障害者の自立した日常生活及び社会生活を確保するために、コミュニケーション手段の選択の機会の確保及び利用の機会の拡大が図られることを基本とすること

各主体の責務と役割 (第4～6条)・連携及び協働 (第7条)

【役割】

- 基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努める

市民等

事業者

市

【責務】

- 言語としての手話への理解の促進及び手話の普及
- 施策を総合的かつ計画的に推進

【役割】

- 基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努める
- 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の活用により、障害者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努める

施策の推進 (第8条)

言語としての手話への理解の促進

障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及

障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択でき、利用しやすい環境の整備

障害の特性に応じたコミュニケーション手段による情報発信及び情報提供(災害その他非常事態の場合含む)

意思疎通支援者の確保及び養成

※実施状況について、障害者関係団体等で構成される協議会の点検及び評価を受ける

障害の有無にかかわらず、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し支え合う社会の実現